

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書																																																																																																																																																																						
令和6年 6月 26日																																																																																																																																																																						
大阪府知事 殿																																																																																																																																																																						
提出者 住 所 大阪府吹田市垂水町3丁目28番33号 氏 名 パナソニック環境エンジニアリング株式会社 西日本支店 執行役員支店長 藤原 詔司 電話番号 06-6338-1852																																																																																																																																																																						
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。																																																																																																																																																																						
事業場の名称	パナソニック環境エンジニアリング株式会社 西日本支店																																																																																																																																																																					
事業場の所在地	大阪府吹田市垂水町3丁目28番33号																																																																																																																																																																					
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日																																																																																																																																																																					
当該事業場において現に行っている事業に関する事項																																																																																																																																																																						
①事業の種類	D06 総合工事業																																																																																																																																																																					
②事業の規模	元請完成工事高 18,846百万円（令和5年度実績）																																																																																																																																																																					
③従業員数	450人																																																																																																																																																																					
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<table><tr><td>建設工事</td><td>→</td><td>分 別</td><td>→</td><td>汚泥/建設汚泥</td><td>→</td><td>保 管</td><td>→</td><td>中間処理(中和)</td><td>→</td><td>再生/最終処分</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>廃油</td><td>→</td><td>保 管</td><td>→</td><td>中間処理(中和)</td><td>→</td><td>再生/最終処分</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>廃アルカリ</td><td>→</td><td>保 管</td><td>→</td><td>中間処理</td><td>→</td><td>再生/最終処分</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>廃プラ</td><td>→</td><td>保 管</td><td>→</td><td>中間処理</td><td>→</td><td>再生/最終処分</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>木くず</td><td>→</td><td>保 管</td><td>→</td><td>中間処理(破砕他)</td><td>→</td><td>再生/最終処分</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>金属くず</td><td>→</td><td>保 管</td><td>→</td><td>中間処理(破砕他)</td><td>→</td><td>再生/最終処分</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>ガラスくず類</td><td>→</td><td>保 管</td><td>→</td><td>中間処理(破砕他)</td><td>→</td><td>再生/最終処分</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>石膏ボード</td><td>→</td><td>保 管</td><td>→</td><td>中間処理(破砕他)</td><td>→</td><td>再生/最終処分</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>AIC</td><td>→</td><td>保 管</td><td>→</td><td>中間処理(破砕他)</td><td>→</td><td>再生/最終処分</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>がれき類</td><td>→</td><td>保 管</td><td>→</td><td>破砕・再生処理</td><td>→</td><td>再生/最終処分</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>コンクリート破片</td><td>→</td><td>保 管</td><td>→</td><td>破砕・再生処理</td><td>→</td><td>再生/最終処分</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>アスコン破片</td><td>→</td><td>保 管</td><td>→</td><td>破砕・再生処理</td><td>→</td><td>再生/最終処分</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>管理型混合廃棄物</td><td>→</td><td>保 管</td><td>→</td><td>中間処理(破砕他)</td><td>→</td><td>再生/最終処分</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>石棉含有廃棄物</td><td>→</td><td>保 管</td><td>→</td><td>最終処分(埋立)</td><td>→</td><td>再生/最終処分</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>蛍光灯</td><td>→</td><td>保 管</td><td>→</td><td>中間処理(破砕他)</td><td>→</td><td>再生/最終処分</td></tr></table>	建設工事	→	分 別	→	汚泥/建設汚泥	→	保 管	→	中間処理(中和)	→	再生/最終処分					廃油	→	保 管	→	中間処理(中和)	→	再生/最終処分					廃アルカリ	→	保 管	→	中間処理	→	再生/最終処分					廃プラ	→	保 管	→	中間処理	→	再生/最終処分					木くず	→	保 管	→	中間処理(破砕他)	→	再生/最終処分					金属くず	→	保 管	→	中間処理(破砕他)	→	再生/最終処分					ガラスくず類	→	保 管	→	中間処理(破砕他)	→	再生/最終処分					石膏ボード	→	保 管	→	中間処理(破砕他)	→	再生/最終処分					AIC	→	保 管	→	中間処理(破砕他)	→	再生/最終処分					がれき類	→	保 管	→	破砕・再生処理	→	再生/最終処分					コンクリート破片	→	保 管	→	破砕・再生処理	→	再生/最終処分					アスコン破片	→	保 管	→	破砕・再生処理	→	再生/最終処分					管理型混合廃棄物	→	保 管	→	中間処理(破砕他)	→	再生/最終処分					石棉含有廃棄物	→	保 管	→	最終処分(埋立)	→	再生/最終処分					蛍光灯	→	保 管	→	中間処理(破砕他)	→	再生/最終処分
建設工事	→	分 別	→	汚泥/建設汚泥	→	保 管	→	中間処理(中和)	→	再生/最終処分																																																																																																																																																												
				廃油	→	保 管	→	中間処理(中和)	→	再生/最終処分																																																																																																																																																												
				廃アルカリ	→	保 管	→	中間処理	→	再生/最終処分																																																																																																																																																												
				廃プラ	→	保 管	→	中間処理	→	再生/最終処分																																																																																																																																																												
				木くず	→	保 管	→	中間処理(破砕他)	→	再生/最終処分																																																																																																																																																												
				金属くず	→	保 管	→	中間処理(破砕他)	→	再生/最終処分																																																																																																																																																												
				ガラスくず類	→	保 管	→	中間処理(破砕他)	→	再生/最終処分																																																																																																																																																												
				石膏ボード	→	保 管	→	中間処理(破砕他)	→	再生/最終処分																																																																																																																																																												
				AIC	→	保 管	→	中間処理(破砕他)	→	再生/最終処分																																																																																																																																																												
				がれき類	→	保 管	→	破砕・再生処理	→	再生/最終処分																																																																																																																																																												
				コンクリート破片	→	保 管	→	破砕・再生処理	→	再生/最終処分																																																																																																																																																												
				アスコン破片	→	保 管	→	破砕・再生処理	→	再生/最終処分																																																																																																																																																												
				管理型混合廃棄物	→	保 管	→	中間処理(破砕他)	→	再生/最終処分																																																																																																																																																												
				石棉含有廃棄物	→	保 管	→	最終処分(埋立)	→	再生/最終処分																																																																																																																																																												
				蛍光灯	→	保 管	→	中間処理(破砕他)	→	再生/最終処分																																																																																																																																																												

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 本社 品質環境ユニット (廃棄物管理全般) 西日本支店長 (廃棄物処理統括責任者) ↓ 西日本支店環境委員会 (廃棄物管理担当) ↓ 現場代理人 (現場における産業廃棄物管理責任者)			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度 (令和5年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	建設汚泥
	排 出 量	0.04825 t	13.78 t
	(これまでに実施した取組) ・分別による有価物への転換		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	建設汚泥
	排 出 量	0 t	13.7 t
	(今後実施する予定の取組) ・分別による有価物への転換を継続		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類 (コンクリート破片、アスファルト・コンクリート破片)、ガラスくず類、木くず、廃プラスチック類、金属くずはできる限り細かく分別する。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) これまでに実施した取組を継続するとともに、教育、啓発を通し委託契約に沿って適正に分別するよう徹底していく。		

(第2面)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
廃油	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず
0.59 t	0.0205 t	321.78 t	63.25 t
【目標】			
廃油	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず
0 t	1 t	300 t	0 t

(第2面)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
金属くず	ガラスくず等	廃石膏ボード	ALC（軽量気泡コンクリート）
2.26 t	0.1 t	43.5 t	16 t
【目標】			
金属くず	ガラスくず等	廃石膏ボード	ALC（軽量気泡コンクリート）
0 t	1 t	40 t	10 t

(第2面)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
がれき類	コンクリート破片	アスコン破片	管理型混合廃棄物
1766.59 t	31269.39 t	2937.76 t	479.18 t
【目標】			
がれき類	コンクリート破片	アスコン破片	管理型混合廃棄物
1700 t	30000 t	2000 t	400 t

(第2面)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
石綿含有廃プラスチック類	石綿含有がれき類	蛍光灯	—
0.91 t	14.83 t	0.155 t	— t
【目標】			
石綿含有廃プラスチック類	石綿含有がれき類	蛍光灯	—
0 t	0 t	0.1 t	— t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	建設汚泥
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	建設汚泥
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	建設汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	建設汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
廃油	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず
0 t	0 t	0 t	0 t
【目標】			
廃油	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず
－ t	－ t	－ t	－ t
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
廃油	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず
0 t	0 t	0 t	0 t
－ t	－ t	－ t	－ t
【目標】			
廃油	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず
－ t	－ t	－ t	－ t
－ t	－ t	－ t	－ t

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
金属くず	ガラスくず等	廃石膏ボード	ALC（軽量気泡コンクリート）
0 t	0 t	0 t	0 t
【目標】			
金属くず	ガラスくず等	廃石膏ボード	ALC（軽量気泡コンクリート）
t	－ t	－ t	－ t
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
金属くず	ガラスくず等	廃石膏ボード	ALC（軽量気泡コンクリート）
0 t	0 t	0 t	0 t
－ t	－ t	－ t	－ t
【目標】			
金属くず	ガラスくず等	廃石膏ボード	ALC（軽量気泡コンクリート）
－ t	－ t	－ t	－ t
－ t	－ t	－ t	－ t

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
がれき類	コンクリート破片	アスコン破片	管理型混合廃棄物
0 t	0 t	0 t	0 t
【目標】			
がれき類	コンクリート破片	アスコン破片	管理型混合廃棄物
— t	— t	— t	— t
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
がれき類	コンクリート破片	アスコン破片	管理型混合廃棄物
0 t	0 t	0 t	0 t
— t	— t	— t	— t
【目標】			
がれき類	コンクリート破片	アスコン破片	管理型混合廃棄物
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
石綿含有廃プラスチック類	石綿含有がれき類	蛍光灯	—
0 t	0 t	0 t	— t
【目標】			
石綿含有廃プラスチック類	石綿含有がれき類	蛍光灯	—
— t	— t	— t	— t
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
石綿含有廃プラスチック類	石綿含有がれき類	蛍光灯	—
0 t	0 t	0 t	— t
— t	— t	— t	— t
【目標】			
石綿含有廃プラスチック類	石綿含有がれき類	蛍光灯	—
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	建設汚泥
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	建設汚泥
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	建設汚泥
	全処理委託量	0.04825 t	13.78 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	0.04825 t	13.78 t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
	・排出物遵法管理システム（ETマニフェスト）により委託契約に基づいた適正な処理の委託を行う ・可能な限り分別を行う		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
廃油	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず
0 t	0 t	0 t	0 t
【目標】			
廃油	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず
— t	— t	— t	— t
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
廃油	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず
0.59 t	0.0205 t	321.78 t	63.25 t
0.59 t	0.0205 t	321.78 t	0 t
0 t	0 t	0 t	63.25 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
金属くず	ガラスくず等	廃石膏ボード	ALC（軽量気泡コンクリート）
0 t	0 t	0 t	0 t
【目標】			
金属くず	ガラスくず等	廃石膏ボード	ALC（軽量気泡コンクリート）
— t	— t	— t	— t
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
金属くず	ガラスくず等	廃石膏ボード	ALC（軽量気泡コンクリート）
2.26 t	0.1 t	43.5 t	16 t
2.26 t	0.1 t	41.4 t	0 t
2.26 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
がれき類	コンクリート破片	アスコン破片	管理型混合廃棄物
0 t	0 t	0 t	0 t
【目標】			
がれき類	コンクリート破片	アスコン破片	管理型混合廃棄物
— t	— t	— t	— t
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
がれき類	コンクリート破片	アスコン破片	管理型混合廃棄物
1766.59 t	31269.39 t	2937.76 t	479.18 t
0 t	0 t	0 t	336.7 t
1766.59 t	31269.39 t	2937.76 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
石綿含有廃プラスチック類	石綿含有がれき類	蛍光灯	—
0 t	0 t	0 t	— t
【目標】			
石綿含有廃プラスチック類	石綿含有がれき類	蛍光灯	—
— t	— t	— t	— t
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
石綿含有廃プラスチック類	石綿含有がれき類	蛍光灯	—
0.91 t	14.83 t	0.155 t	— t
0 t	14.8 t	0.11 t	— t
0 t	0 t	0 t	— t
0 t	0 t	0 t	— t
0 t	0 t	0 t	— t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	建設汚泥
	全 処 理 委 託 量	－ t	13.7 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	0 t	13.7 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 排出物遵法管理システム (ETマニフェスト) の利用継続 により委託契約に基づいた適正な処理の委託を継続する ・ 分別を促進する ・ 可能な限り優良認定処理業者へ処理を委託する		
※事務処理欄			

(第5面)

【目標】			
廃油	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず
－ t	1 t	300 t	－ t
0 t	1 t	300 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	t
0 t	0 t	0 t	0 t

(第5面)

【目標】			
金属くず	ガラスくず等	廃石膏ボード	ALC（軽量気泡コンクリート）
ー t	1 t	40 t	10 t
0 t	1 t	40 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

(第5面)

【目標】			
がれき類	コンクリート破片	アスコン破片	管理型混合廃棄物
1700 t	30000 t	2000 t	400 t
0 t	0 t	0 t	300 t
1700 t	30000 t	2000 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

(第5面)

【目標】			
石綿含有廃プラスチック類	石綿含有がれき類	蛍光灯	—
— t	— t	0.1 t	— t
0 t	0 t	0.1 t	— t
0 t	0 t	0 t	— t
0 t	0 t	0 t	— t
0 t	0 t	0 t	— t

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。